

重要事項説明書

海外旅行保険、国内旅行傷害保険に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。

ご契約者と被保険者の方が異なる場合には、「契約概要」、「注意喚起情報」の記載事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要

保険の内容のご説明

注意喚起情報

特にご注意ください事項

ご契約の内容は普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものです。詳細は弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）のインターネット約款または「ご契約のしおり」をご参照ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

1 契約締結前にご理解いただきたい事項

(1) 商品の仕組みと被保険者の範囲 契約概要

① 商品の仕組み

海外旅行保険	海外旅行行程中にケガや病気をした場合等を補償
国内旅行傷害保険	国内旅行行程中にケガをした場合等を補償

② 被保険者の範囲

申込書または被保険者明細書の被保険者欄に記載された方^(注)となります。ただし、ご契約の方式によって、それぞれ以下の方となります。

ア. 海外旅行保険に家族旅行特約をセットして被保険者ご本人に同行されるご家族全員を1つの契約でお引受けする場合、ご本人および同行される以下の方のうち申込書または被保険者明細書の被保険者欄に記載された方^(注)

- ・ご本人の配偶者（新婚旅行後に婚姻届出を予定されている方を含みます。）
- ・ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ・ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子さま

イ. 国内旅行傷害保険の団体契約の場合、保険契約者が備え付ける被保険者一覧に記載された方

ウ. 包括契約の場合、証券添付明細書に記載された方

（注）インターネットによるお申込みの場合は、契約画面の旅行される方（被保険者）欄に入力された方

海外旅行保険にセットされる賠償責任危険補償特約および国内旅行傷害保険にセットされる個人賠償責任危険補償特約（国内旅行用）の被保険者の範囲は、次のとおりです。

ア. 上記「②被保険者の範囲」の被保険者

イ. 被保険者の親権者およびその他の法定の監督義務者（被保険者が責任無能力者^(注)の場合。ただし、その責任無能力者^(注)に関する事故に限ります。）

（注）個人賠償責任危険補償特約（国内旅行用）においては未成年者または責任無能力者となります。

③ 基本補償および自動的にセットされる主な特約

ア. 海外旅行保険

基本補償	
ケガや病気の補償	海外旅行保険普通保険約款 + 傷害死亡保険金支払特約 + 傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型） + 疾病死亡保険金支払特約 + 治療・救済費用補償特約 + 疾病に関する応急治療・救済費用補償特約
上記以外の補償	賠償責任危険補償特約
	携行品損害補償特約
	旅行中の事故による緊急費用補償特約

補償は任意にお選びいただくことも可能です。ただし、傷害死亡保険金支払特約と傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）は合わせてセットいただく等の条件があります^(注)。



自動的にセットされる主な特約

戦争危険等免責に関する一部修正特約
一時帰国中補償特約

イ. 国内旅行傷害保険

基本補償	
ケガの補償	日常生活傷害補償保険普通保険約款 + 国内旅行傷害補償特約
上記以外の補償	個人賠償責任危険補償特約（国内旅行用）
	携行品損害補償特約（国内旅行用）
	救済者費用等補償特約（国内旅行用）

補償は任意にお選びいただくことも可能です^(注)。



自動的にセットされる主な特約

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

(注) 詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約条件によっては、上記以外の取扱いとなることがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問合せください。また、実際のお客さまのご加入内容については申込書等をご確認ください。

(2) 主な補償に関するご説明 **契約概要** **注意喚起情報**

主な補償の概要は、以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」をご参照ください。

< 海外旅行保険 >

① ケガや病気の補償

A. 保険金をお支払いする主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⇒ 傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。
傷害後遺障害保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒ 後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
疾病死亡保険金	次のいずれかに該当した場合 (ア) 旅行行程中に病気が原因で死亡した場合 (イ) 海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間以内に医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、病気の原因が旅行行程中に発生したものに限り、 (ウ) 旅行行程中に感染した所定の感染症 ^(注1) によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ⇒ 疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。
治療・救済費用保険金 ^(注2)	(ア) 傷害治療費用 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合 (イ) 疾病治療費用 次のいずれかに該当した場合 a. 旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72

	<p>時間以内に医師の治療を受けた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、病気の原因が旅行行程中に発生したものに限り、</p> <p>b. 旅行行程中に感染した所定の感染症^(注1)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けた場合</p> <p>⇒ (ア) (イ) については、実際に支払った治療費等のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、</p> <p>(ウ) 救済費用 次のいずれかに該当した場合</p> <p>a. 旅行行程中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合</p> <p>b. 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で継続して3日以上入院した場合またはケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>c. 旅行行程中に発病した病気により旅行行程中に治療を開始した場合で、継続して3日以上入院したとき</p> <p>d. 旅行行程中に発病した病気により旅行行程中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合で、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき</p> <p>e. 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で旅行行程中に死亡した場合 等</p> <p>⇒ (ウ) については、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に負担した費用^(注3)で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。</p> <p>⇒ (ア)～(ウ) の合計額は、1回のケガや病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。</p>
「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」に係る治療・救済費用保険金	<p>旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化^(注4)により医師の治療を受けた場合に、旅行開始前に発病した病気を旅行開始後に発病した病気とみなして治療・救済費用保険金をお支払いします^(注5)。</p> <p>⇒ 1回の病気について300万円が限度となります。ただし、治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救済費用保険金額が限度となります。</p>

(注1) コレラ、バスト、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、エボラ出血熱等をいいます (2019年2月時点)。

(注2) 治療・救済費用保険金の「傷害治療費用」「疾病治療費用」「救済費用」の各補償のうち、必要な補償のみを選択してご契約いただくこともできます。

(注3) 次の費用が対象となります(費用によっては、お支払いの限度額等があります。)

捜索救助費用/救援者の現地までの交通費/現地および現地までの行程における客室料/現地からの移送費用/救援者の渡航手続き費、現地での諸雑費/遺体処理費用等

(注4) 旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

(注5) 旅行行程中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

イ. 保険金をお支払いしない主な場合

(ア) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
(イ) 妊娠、出産、早産または流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病による治療費用

(ウ) 酒気帯び運転、無資格運転、麻薬などにより正常な運転ができないおそれのある状態での運転中に生じた事故

(エ) 被保険者の自殺行為^(注)、犯罪行為または闘争行為

(オ) 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛等で医学的他覚所見のないもの

(カ) 戦争、外国の武力行使(テロ行為によって生じたケガは特約により保険金のお支払対象となります。)または核燃料物質等による事故

(キ) ピッケル等登山用具を使用する山岳登山(フリークライミングを含みます。)、スカイダイビング等の危険な運動中に生じたケガ、山岳登山中に発病した高山病

(ク) 日本国外においてカイロプラクティック、鍼^{はり}または灸^{きゅう}の施術のために要した費用等

(注) 自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合の救援費用を除きます。

②その他の補償

●賠償責任危険補償特約

旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金の額をお支払いします。

●携行品損害補償特約

旅行行程中に、携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合に、被害物の損害額^(注1)から自己負担額がある場合にはその額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて携行品損害保険金額を限度^(注2)とします。

(注1) 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とします。

(注2) 携行品損害保険金額が30万円を超えるご契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じて30万円を限度とします。

●旅行中の事故による緊急費用補償特約

旅行行程中に生じた予期しない偶然な事故が原因で、被保険者が旅行行程中に費用の負担を余儀なくされた場合に、保険金をお支払いします。

<国内旅行傷害保険>

①ケガの補償

ア. 保険金をお支払いする主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⇒死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 既に支払った後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。
後遺障害保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合 ⇒入院の日数に対して、180日を限度に、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合 ⇒次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (ア) 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10倍 (イ) (ア)以外の手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5倍
通院保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合 ⇒通院の日数に対して、30日を限度に、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

イ. 保険金をお支払いしない主な場合

<海外旅行保険>①イ、「保険金をお支払いしない主な場合」の(ア)から

(キ)までの事由等。ただし、救援者費用等補償特約（国内旅行用）が付帯された場合、同特約に（工）の（注）は適用されません。

②その他の補償

●個人賠償責任危険補償特約（国内旅行用）

旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金の額をお支払いします。

※示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
- ・損害賠償請求権者（被害者）またはその代理人が国内に所在しない場合

●携行品損害補償特約（国内旅行用）

旅行行程中に、携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合に、被害物の損害額^(注)から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて携行品損害保険金額を限度とします。

(注) 携行品 1 個、1 組または 1 対あたり 10 万円（乗車券等は合計 5 万円）を限度とします。

●救援者費用等補償特約（国内旅行用）

旅行行程中に生じたケガにより 14 日以上入院した場合や遭難等した場合に、救援者が負担した現地までの交通費、宿泊費、捜索救助費用等について保険金をお支払いします。

<自動的にセットされる主な特約>

海外旅行 保険	ア. 戦争危険等免責に関する一部修正特約 戦争、外国の武力行使による事故は保険金をお支払いしない場合に該当しますが、テロ行為 ^(注) によって生じたケガは保険金のお支払対象とします。 イ. 一時帰国中補償特約 保険期間の途中において一時帰国した場合でも、一定の日数を限度に旅行行程中とみなして帰国中のケガや病気等を補償します。
国内旅行 傷害保険	ア. 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 海外旅行保険の ア. と同様です。

(注) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(3)保険金額の設定 **契約概要**

- 保険金額は被保険者の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように、設定してください。
 - 入院保険金日額、通院保険金日額は、それぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています（国内旅行傷害保険のみ）。
 - 次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合算して、死亡・後遺障害保険金額が 1,000 万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください（団体契約（海外旅行保険は被保険者数 5 名超）を除きます。）。
 - ・被保険者の年齢が保険期間の始期日時点で満 15 歳未満の場合
 - ・保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意（署名）がない場合
- ※海外旅行保険の場合、旅行目的により、死亡・後遺障害保険金額が 1,000 万円を超えるご契約のお引受けが可能な場合もあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(4)保険期間および補償開始・終了時刻 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間 : 旅行行程に合わせて設定してください。
- 補償開始時刻 : 保険期間の始期日の午前 0 時^(注)以降で、旅行の目的をもって住居を出発した時。
- 補償終了時刻 : 保険期間の満期日の午後 12 時。ただし、保険期間内であっても住居に帰着した時点で補償は終了します。

(注) セットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻に始まります。

(5)保険料のご説明

①保険料の決定方法 **契約概要**

保険料は、保険種類、保険金額、保険期間等により決定します。

②保険料の払込方法、払込猶予期間の取扱い **契約概要** **注意喚起情報**

保険料はクレジットカード払、コンビニ払、請求書払、現金払のいずれかで一括してお支払いください。（包括契約を除きます。）

※インターネットでお申込みの場合は、クレジットカード払のみとなります。

ア. クレジットカード払、コンビニ払、請求書払

保険料は、保険料払込期日までにお払込みください。保険料払込期日の翌々月末日（払込猶予期間）までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。

イ. 現金払

保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じたケガ・病気または損害に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間はありません。

2 契約締結時の注意事項

(1) 保険契約申込書の正確なご記入 注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、ご契約締結時に、弊社が告知を求めた事項(告知事項)を正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。インターネットの保険契約申込画面で入力された、または保険契約申込書に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】(申込書では★印または☆印が付いた項目です。)

- ① 被保険者が旅行行程中に従事する職業または職務(海外旅行保険のみ)
- ② 他にご加入の傷害保険契約(積立保険を含みます。)*共済契約の有無(有の場合はその内容)

(2) クーリングオフ(申込撤回または契約解除) 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約は、ご契約のお申込後であっても、お客さまがご契約を申し込んだ日またはこの書面を受領した日のいずれか遅い日から数えて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。クーリングオフをご希望の場合は、上記期間内(8日以内の消印のみ有効)に弊社宛に必ず郵便にてご通知ください。

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いいただいた保険料は速やかにお客さまに返還します。弊社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、下記のご契約等は、クーリングオフを行うことはできません。

- ・ 保険期間が1年以下のご契約
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- ・ 質権が設定されたご契約

【ハガキの宛先】

〒330-9311

埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目7番5号

日新火災海上保険株式会社 クーリングオフ係 行

【ハガキの記載事項】

- ① ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ② ご契約を申し込んだお客さまのご住所、ご氏名(押印)、お電話番号(ご自宅・携帯)
- ③ ご契約を申し込んだ年月日
- ④ ご契約を申し込んだ保険契約の内容(保険種類、証券番号、領収証番号)
- ⑤ ご契約の取扱代理店・仲立人名

(3) 補償の重複 注意喚起情報

下記の特約(補償条項を含みます。)は、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります(ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もありえます。)。この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	賠償責任危険補償特約 個人賠償責任危険補償特約(国内旅行用)	自動車保険の日常生活賠償責任補償特約
②	携行品損害補償特約 携行品損害補償特約(国内旅行用)	火災保険の持ち出し家財補償特約
③	治療・救済費用補償特約 救済者費用等補償特約(国内旅行用)	日常生活傷害補償保険の総合補償コースの救済者費用等補償条項

(4) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

- ① 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ② 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意がないままにご契約されていた場合は、保険契約が無効となります。

※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、災害補償規定等ならびに被保険者全員に保険契約内容を通知した旨の確認書および被保険者となることに同意しなかった方の名簿を提出いただく等の方法があります。

※インターネットによるお申し込みの場合は、死亡保険金受取人の指定はできません(被保険者の法定相続人にお支払いします。)

3 契約締結後の注意事項

(1) 変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項 注意喚起情報

ご契約締結後、次の①～⑤の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

保険種類	変更内容	ご注意
海外旅行保険	① 国内傷害保険 ② 国内旅行保険	① 保険契約証（または保険証券）記載の住所を変更した場合 ② 特約の追加等、契約条件を変更する場合
	③ 被保険者ご本人が職業または職務を変更した場合（注） ④ 職業についていない被保険者ご本人が新たに職業についた場合（注） ⑤ 被保険者ご本人が保険契約証（または保険証券）記載の職業を辞めた場合	

（注）旅行行程中に従事する職業が下記の職業またはそれと同等以上の危険を有する職業に変更となる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

オートテスター（テストライダーをいいます。）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他身体・生命の危険度の高い職業

（2）ご契約を解約する場合 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分よりも少なくなります。

（3）被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、一定の条件を満たす場合には、その被保険者は保険契約者に対しこの保険契約（その被保険者に係る部分に限ります。）の解約を求めることができます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4 その他の注意事項

（1）お客さま情報の取扱い **注意喚起情報**

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。詳細につきましては、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運用のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

（2）重大事由による解除 **注意喚起情報**

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者が保険金の請求に対して詐欺を行った場合 等

（3）保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金、解約返れい金等のお支払が一定期間凍結されることがあるほか、金額が削減されることがあります。なお、弊社の旅行保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。詳細については、弊社ホームページをご参照ください。（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）

（4）契約締結に関するその他の注意事項 **注意喚起情報**

- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約には、弊社と直接契約されたものとなります。
- 複数の保険会社による共同保険契約をご締結いただく場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

（5）保険金の請求

- この保険契約で補償される事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- 保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款および特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり」に記載の保険金請求書類等をご提出いただく場合があります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）、3親等内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。
- 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

(6) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

海外旅行保険、国内旅行傷害保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(7) 保険契約証および保険証券について

① 保険契約証

お申込みいただいたすべての保険契約者にご契約と同時に交付いたします。

② 保険証券

ご契約時に発行をご希望された場合のみ、保険契約者の住所へ郵送いたします。

※ 包括契約の場合は、保険証券を発行します。

(8) インターネットによるお申込みの場合

① 保険契約の成立 **注意喚起情報**

申込内容を画面でご確認いただいた後、クレジットカードの有効性が確認され、弊社が契約成立の旨の画面を表示（電子メールが到達）した時点で保険契約は成立します。

② 自動的にセットされる特約 **契約概要**

次の特約が自動的にセットされます。

- 通信販売に関する特約（インターネット用）
- 初回保険料の払込みに関する特約
- クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）

5 用語および略称の説明

用語	説明
疾病	傷害以外の身体障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいい、以下を含みます。 ① 有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状 ② 日射または熱射による熱中症状（国内旅行傷害保険のみ） ③ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（国内旅行傷害保険のみ）
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
生計を共にする	扶養関係がある場合等経済的一体性、連帯性があることをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容等普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に、弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	普通保険約款およびセットされた特約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
旅行行程	保険契約証（または保険証券）記載の旅行目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

<海外旅行保険をご契約のみなさまへ>

海外旅行中にトラブルやアクシデントにあわれた場合には、「旅のおまもり（日新火災海外総合サポートデスクのご案内）」に記載の【日新火災海外総合サポートデスク】へお電話ください。世界各地どこからでも24時間サービスをご提供いたします。

<弊社の相談・苦情・連絡窓口> お客さま相談窓口

フリーダイヤル 0120-17-2424

[受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）]

<事故のご連絡> サービス 24

フリーダイヤル 0120-25-7474

[受付時間 24時間・365日]

<ご契約内容に関するご質問やご相談など>

日新火災テレフォンサービスセンター

フリーダイヤル 0120-616-898

[受付時間 9:00～20:00（土日祝除く） 9:00～17:00（土日祝）]

<指定紛争解決機関>

注意喚起情報

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談（自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続きのご案内など）に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

詳しくは、同協会のホームページ

（<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>）をご参照ください。

ナビダイヤル

（全国共通・通話料有料）0570-022808

[受付時間 9:15～17:00（土日祝および12/30～1/4除く）]

2019年3月作成版